

以下の場合は、変更届の提出が**必要**です。

- ・訓練内容（訓練カリキュラム（職務または科目））
 - ・実施予定日時
 - ・実施場所（eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等は提出不要）
- ・実施方法（集合研修から同時双方向型訓練への変更等）
 - ・OJT訓練指導担当者
 - ・OFF-JT訓練講師（事業内訓練のみ）
- を変更する場合
- 訓練コースの名称
- 受講予定者数を増やす場合
- 訓練の実施期間（訓練初日、最終日、所要期間）
- 総訓練時間数
- OFF-JTを実施する教育訓練機関
- 訓練修了後の正規雇用労働者等への転換等の基準

以下の場合は、変更届の提出は**不要**です。

- 事業所・企業に関する事項（名称、所在地、事業内容）を変更する場合
- -OJTの総訓練時間数及び科目（職務又は科目）を変えずに、各科目の実施時間数を変更する場合
- 受講予定者数を減らす場合
- eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等について、訓練の実施期間を短縮する場合

提出期限

変更前に計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに提出してください。